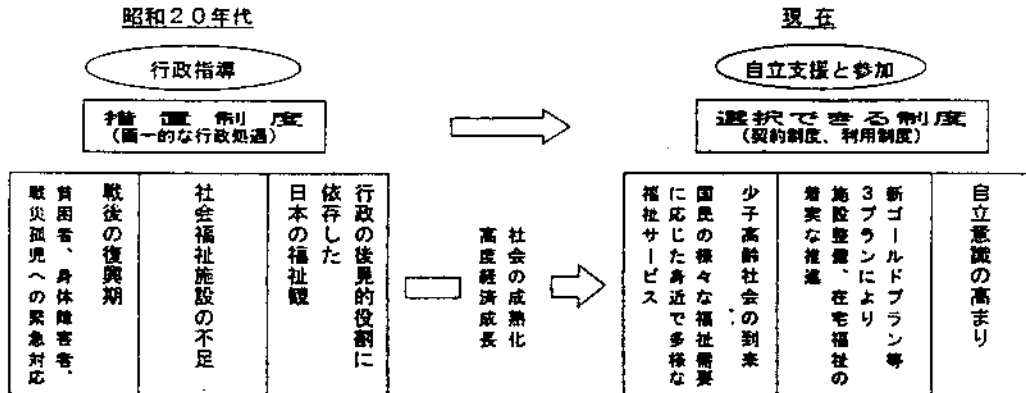


社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律
(社会福祉基礎構造改革の推進)

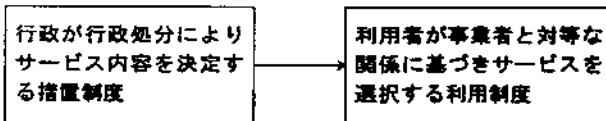
1. 社会環境の変化に伴う社会福祉への要請の変化



2. 基本理念と具体的内容

利用者の立場に立った社会福祉制度の実現

- 福祉サービスの利用制度化
【身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等の改正】



- ※1 公費助成については、現行の水準を維持
- ※2 利用者の自己負担は現行の水準を踏まえて設定。

- 利用者の利益を保護する仕組みの導入【社会福祉事業法の改正】

- ①地域福祉権利擁護事業
痴呆性高齢者など自己決定能力の低下した者の福祉サービス利用を支援（改正民法で導入された成年後見制度を補完）
- ②苦情解決制度
・社会福祉事業経営者の施設内の苦情解決の責務を位置づけ
・都道府県社会福祉協議会に、苦情解決のための委員会を設置し、施設内での苦情解決が困難な場合に対応。
- ③利用契約成立時の書面交付を社会福祉事業経営者に義務付け

- 福祉サービスの質の向上【社会福祉事業法の改正】

- ・社会福祉事業者によるサービスの質の自己評価などによる質の向上の責務を位置づけ
- ・サービスの質を客観的に評価する第三者機関の育成

時代の要請に応える福祉サービスの充実

- 社会福祉事業の範囲の拡充【社会福祉事業法の改正】

- ・福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）
- ・手話通訳事業
- ・盲導犬訓練施設を運営する事業、等

- 社会福祉法人の設立要件の緩和

- ・障害者の通所授産施設の規模要件の引き下げ（利用人員20人以上→10人以上）【社会福祉事業法の改正】
- ・「1億円以上」の資産保有を条件とする在宅サービスのうち、ホームヘルプ事業、小規模障害者通所授産施設について引き下げ、「1千万円」を軸に検討。【運用事項】

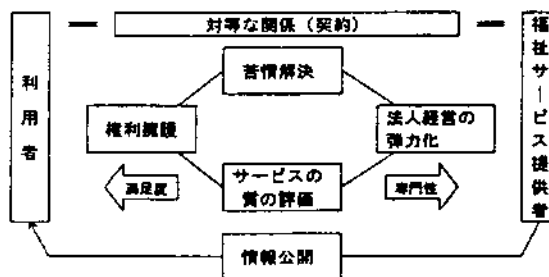
- 社会福祉法人の運営の弾力化【運用事項】

- （利用制度化した事業について）
- ・施設ごとの会計区分を弾力化し、法人単位の経営を確立。
- ・利用料収入を施設整備費の償還への充当を認めること。

- 地域福祉の推進【社会福祉事業法の改正】

- ・市町村による市町村地域福祉計画の策定等
- ・社会福祉協議会、共同基金等の活性化

➡ 「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に名称変更。



3. 施行期日

介護保険制度、成年後見制度の円滑施行を補完することから、原則、公布日（平成12年6月7日）施行。ただし、福祉サービスの利用制度化等、都道府県等が準備を要するものについては、所定の準備期間を確保。